

P1-007 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	【パリ条約／同盟国の国民の利益】 次の記述内容は適切か？ パリ条約の各同盟国の国民が工業所有権を享有するためには、同盟国の法令により、保護が請求される国に住所または営業所を有することを条件とされる場合がある。	不適切である。 左記条件が課せられることはない。 (第2条(2))
P1-008 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	【パリ条約／手続】 次の記述内容は適切か？ パリ条約において、司法上及び行政上の手続並びに裁判管轄権については、並びに工業所有権に関する法令上必要とされる住所の選定または代理人の選定については、各同盟国の法令の定めるところによるとされる。	適切である。 (第2条(3))
P1-009 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	【パリ条約／同盟国でない国の国民】 次の記述内容は適切か？ パリ条約では、同盟に属していない国の国民であれば、いずれかの同盟国の領域内に住所や営業所を有していても、同盟国の国民とはみなされない。	不適切である。 同盟国の領域内に住所または現実かつ真正の工業上もしくは商業上の営業所を有するものは、同盟国の国民とみなされる。 (第3条)
P1-010 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	【パリ条約／同盟国の国民】 パリ条約における同盟国の「国民」には、(①)だけでなく、(②)も含まれる。	①自然人 ②法人
P1-011 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	【パリ条約／優先権】 いずれかのパリ条約同盟国もしくは(③)、(④)もしくは(⑤)またはその(⑥)は、他の同盟国において特許出願したことに ことに関し、所定の期間中、優先権を有する。 各同盟国の国内法令または同盟国間で締結された二国間もしくは多数国間の条約により(①)の国内出願とされる全ての出願は、優先権を生じさせるものと認められる。	第7回(特許)問44に関連 第22回(特許)問40に関連
P1-012 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	【パリ条約／優先権主張ができる者】 発明者Aは、Aによる発明イに関して日本で特許を受ける権利を他人Bに譲渡してA自身は特許出願をしなかった。この場合、発明者Aは、発明イについて第二国(外国)へ普通の特許出願は(①)が、譲渡した他人Bによる特許出願を基礎とする優先権を主張することは(②)。	①できる ②できない (第4条A(1)) 第22回(特許)問41に関連

